

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

核兵器禁止条約の国連会議は、本年7月7日に核兵器禁止条約を国連加盟193カ国の63%にあたる122カ国の賛成（棄権1、反対1）で採択されました。これは、核兵器のない世界を求める世界各国と広島、長崎の被爆者はじめ市民社会の多年にわたる共同の取組と悲願が実を結んだ歴史的かつ壮大な成果といえます。そして、今年のノーベル平和賞は核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が受賞しました。

本条約は、核兵器のない世界を目指し、核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵を禁止し、核抑止力の根幹とされてきた「使用すると威嚇」をも禁止するという画期的な内容を持っています。核保有国や同盟国が依存してきた核の威嚇による核抑止論を否定し、核兵器を違法とする国連で初めての条約です。条約は本年9月20日に各国の署名が始まり50カ国の批准を得て発効するものです。

しかし、政府は、条約交渉の冒頭から参加は困難とし、「核保有国、非保有国の対立を深める」として一貫して条約反対の立場を表明しています。これに対し、被爆者をはじめとした多くの国民は、条約参加を求めています。原水爆禁止2017年世界大会では、8月6日の広島決議（広島からの呼びかけ）において、唯一の被爆国でありながら、アメリカの核の傘の下に、違法となった核兵器の「使用の威嚇」に依存し続けていることをいつまでも許しておくことはできないとし、政府に条約参加を呼びかけています。また、北朝鮮に核兵器開発の放棄を迫るうえでも、日本が核兵器禁止条約を批准してこそ効果があるという立場に立つべきです。

政府が、道理と法に従って速やかにこの条約に署名し批准すること、その世界的責任を果たすことが、被爆国としての責務であると考えます。

1、 政府は、すみやかに核兵器禁止条約に署名・批准することを求めます。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

福島県南会津郡只見町議会
議長 齋藤邦夫